

令和2年2月18日

バンブーマテリアル株式会社

当社製品「ナンカンボード」に関するホルムアルデヒド発散建築材料 大臣認定取得について

「バンブーマテリアル株式会社」(代表取締役:山田 浩之)は、熊本県玉名郡南関町下坂下において地域の未利用資源である竹等を活用して建築用建材を製造する工場等を建設し、昨年より試作品の製造を行ってまいりましたが、この度当社製品「パーティクルボード(名称:『ナンカンボード』18M(建築用)厚さ20mm)」につきまして、ホルムアルデヒド発散建築材料規制対象外(建築基準法施行令第20条の7第4項の規定に適合する建築材料:F☆☆☆☆)である旨の大臣認定を令和2年2月6日付で取得いたしましたのでお知らせ致します。

弊社では、原材料である竹チップを用いて独自の技術により研究を重ねた結果、弊社が目標としていた品質に到達したことで、昨年末より国土交通省に認定申請しておりましたが、今回大臣認定を受けたことにより、下記「ナンカンボード」を建築用建材(F☆☆☆☆)大臣認定商品として販売することが可能になりました。

弊社では、原材料に竹を含むことで竹の機能性を併せ持つ、パーティクルボード(竹40%、杉60%、厚さ20mm)を建築用建材としての販売が可能になったことで、隣接している竹バイオマスプラントの同時活用により、地元熊本県など各地で問題視されている放置竹林の問題解決への寄与を目指すとともに、持続可能な資源の活用や環境への配慮など、『SDGs』を意識した建材として製造を進めてまいります。

今後は、現在別途申請手続きを進めております家具用部材の大臣認定商品のラインナップの増加、更にはJIS認証取得に向けて製品の開発も進めて参ります。

以上

<今回の認定内容について>

認定番号 MFN-3596

認定を受けた構造方法等の名称

・・・天然木チップと竹チップとメラミン・ユリア樹脂系接着剤を使用した成形板

<参考:大臣認定について>

建築基準法施行令第20条の7の定めにより「ホルムアルデヒドを発散する恐れのある建築材料は、発散量に関する等級区分により、使用面積の制限等がなされます。規制対象の建築材料のうち、発散量に関する等級区分(JISやJASに基づくF☆☆☆☆等の表示)がないものは、個別に大臣認定を受ける必要がある」ことになっております。

《 本件に関するお問合せ先 》
バンブーマテリアル株式会社
担当 商品企画室 松田
TEL 0968 - 53 - 8888